



茨城県報

号外第 43 号

令和 7 年 (2025 年) 5 月 23 日

金 曜 日

目 次

規 則

ページ

●茨城県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則 (長寿福祉課) 1

規 則

茨城県規則第53号

茨城県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 5 月 23 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

茨城県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則 (平成 8 年茨城県規則第 68 号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 その 1 多くの人が利用する施設に係る整備基準の表 4 の項第 1 号中「部分」を「駐車施設」に改め、同表 5 の項及び 6 の項を次のように改める。

5 便所 (学校等, 事務所及び共同住宅等におけるものを除く。)

- (1) 多数の者が利用する便所 (以下この項において単に「便所」という。) は, 特定の階に偏ることのない設置その他のこれらの者が便所を利用する上で支障がない位置への設置をするものとし, これらの者が利用する階 (直接地上へ通ずる出入口のある階であって, 便所を 1 以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの及びこれらの者が利用する部分の床面積が著しく小さい階, これらの者の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上便所を設けないことがやむを得ないと認められる階を除く。) の階数に相当する数以上設けること。
- (2) 前号の規定により便所を設ける階 (以下「便所設置階」という。) においては, 当該便所のうち 1 以上 (当該便所設置階の床面積が 10,000 平方メートルを超える場合にあっては, 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ, 当該ア又はイに定める数以上 (当該数が同号の規定により便所設置階に設ける便所 (車椅子使用者用便房 (腰掛便座, 手すり等が適切に配置され, かつ, 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されている便房をいう。以下同じ。)) のみを設けるものを除く。) の数を超える場合にあっては, 当該便所の数以上に, 車椅子使用者用便房を 1 以上 (当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区分を設ける場合にあっては, それぞれ 1 以上。次号アにおいて同じ。)) 設けること。
- ア 便所設置階の床面積が 10,000 平方メートルを超え, 40,000 平方メートル以下の場合 2
- イ 便所設置階の床面積が 40,000 平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に 20,000 分の 1 を乗じて得た数 (その数に 1 未満の端数があるときは, その端数を切り上げた数)

(3) 前号の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

ア 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を 1 以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合

イ 前号の規定により便所設置階の便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の便所に設ける場合

ウ 次の(ア)又は(イ)に掲げる便所設置階の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める場合

(ア) 男子用の便所のみを設ける便所設置階 当該便所のうち 1 以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、前号ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を 1 以上設ける場合

(イ) 女子用の便所のみを設ける便所設置階 当該便所のうち 1 以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、前号ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を 1 以上設ける場合

エ 床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物であって、床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階を有するものに、床面積が1,000平方メートル未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（1,000平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数）に前号の規定により床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（アに規定する施設がアに規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の便所及び女子用の便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房。オにおいて同じ。）を設ける場合

オ 床面積の合計が2,000平方メートル未満の建築物に 1 以上の車椅子使用者用便房を設ける場合（アに規定する施設がアに規定する位置にある場合を除く。）

(4) 第 2 号に定めるもののほか、第 1 号の規定により設ける便所であって男子用小便器を設けるもののうち 1 以上には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器（以下「床置き式等的小便器」という。）を 1 以上設けること。

(5) 前各号に定めるもののほか、便所は、次に定める基準に適合するものとする。

ア 車椅子使用者用便房の出入口及び当該車椅子使用者用便房のある便所の出入口の幅は、内りを80センチメートル以上とすること。

イ 車椅子使用者用便房の出入口又は当該車椅子使用者用便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

ウ 車椅子使用者用便房には、便座に腰掛けた状態又は車椅子若しくは便座から転落した状態で手の届くところに、非常ベルを取り付けること。

エ オストメイト（人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者をいう。）のための洗浄設備等を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。

6 駐車場（学校等、事務所及び共同住宅等におけるものを除く。）	(1) 多数の者が利用する駐車場（以下この項において単に「駐車場」という。）には、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。 ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を 2 以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下このア及びイにおいて同じ。）が 200 以下の場合 当該駐車施設の数に 100 分の 2 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数 200 を超える場合 当該駐車施設の数に 100 分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に 2 を加えた数 (2) 前号の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。 ア 駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの（イにおいて「機械式駐車場」という。）であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が 1 以上設けられている場合 イ 機械式駐車場及び当該機械式駐車場以外の駐車場を設ける場合であつて、次の(ア)及び(イ)に掲げる基準に適合する場合 (ア) 当該機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が 1 以上設けられていること。 (イ) 当該機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該機械式駐車場を 2 以上設ける場合にあつては、当該機械式駐車場に設ける駐車施設の総数）及び当該機械式駐車場以外の駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該機械式駐車場以外の駐車場を 2 以上設ける場合にあつては、当該機械式駐車場以外の駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が、前号ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める数以上であること。 ウ 建築物の増築又は改築（用途の変更をして公共的施設にすることを含む。以下このウにおいて「増築等」という。）を行う場合であつて、次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を駐車場に設ける場合 (ア) 当該増築等に係る部分に駐車場を設ける場合 次の a 又は b に掲げる場合の区分に応じ、当該 a 又は b に定める数 a 当該増築等に係る部分に設ける駐車場に設ける駐車施設の数（当該増築等に係る部分に駐車場を 2 以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この a 及び b において同じ。）が 200 以下の場合 当該駐車施設の数に 100 分の 2 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） b 当該増築等に係る部分に設ける駐車場に設ける駐車施設の数 200 を超える場合 当該駐車施設の数に 100 分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に 2 を加えた数 (イ) 当該増築等に係る部分に駐車場を設けない場合 1 (3) 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。 ア 車椅子使用者用駐車施設へ通ずる 1 の項に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐
--	--

	車施設に至る経路（駐車場内の通路又は 7 の項第 1 号から第 3 号までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。 イ 幅は、350センチメートル以上とすること。 ウ 車椅子使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。 (4) 車椅子使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車椅子使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、7 の項第 1 号から第 3 号までに定める構造とすること。
--	---

別表第 2 その 1 多くの人が利用する施設に係る整備基準の表 8 の項を次のように改める。

8 客席（別表第 1 その 1 の表 2 の項及び 3 の項に掲げる施設に限る。）	(1) 客席には、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める数以上の車椅子使用者用部分（内り幅 90センチメートル以上かつ内り奥行き 135センチメートル以上の床面が水平である場所をいう。以下同じ。）を設けること。 ア 当該客席に設ける座席の数が 400 以下の場合 2 イ 当該客席に設ける座席の数が 400 を超える場合 当該座席の数に 200 分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） (2) 客席の部分の 1 の項に定める構造の出入口のうち 1 以上の出入口から車椅子使用者用部分に至る経路のうち、1 以上の経路は、2 の項に定める構造とすること。
---	--

別表第 2 その 3 公園に係る整備基準の表 1 の項第 3 号中「その 1 の表第 2 項第 5 号」を「その 1 の表 2 の項第 5 号」に改め、同表 3 の項中「その 1 の表第 5 項」を「その 1 の表 5 の項」に改め、同表 4 の項中「その 1 の表第 6 項」を「その 1 の表 6 の項」に改める。

別表第 2 その 4 路外駐車場等に係る整備基準の表駐車場の項中「その 1 の表第 6 項」を「その 1 の表 6 の項」に改める。

様式第 1 号及び様式第 3 号中

8 客席	有	無		備考	※
------	---	---	--	----	---

8 客席	有	無		備考	※
車椅子使用者用部分の設置	有	無	適 否		

「1 以上の客席」を「車椅子使用者用部分」に、「110cm」を「135cm」に、「85cm」を「90cm」に、「車椅子使用者用客席」を「車椅子使用者用部分」に、「客席への」を「車椅子使用者用部分への」に改める。

様式第 4 号中

8 客席	有	無		整備	備考	※
------	---	---	--	----	----	---

8 客席	有	無		整備	備考	※
車椅子使用者用部分の設置	有	無	適 否			

「1 以上の客席」を「車椅子使用者用部分」に、「110cm」を「135cm」に、「85cm」を「90cm」に、「車椅子使用者用客席」を「車椅子使用者用部分」に、「客席への」を「車椅子使用者用部分への」に改める。

付 則

- この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
- この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、調製した残部を限度として所要の補正を行い使用する

ことができる。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）
（休日の場合は繰下発行）

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1（代）